

介護保険負担限度額の認定について

資料

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により一定額以上は保険給付されます。
所得に応じた負担限度額までは自己負担となり、残りの基準費用額との差額は保険から給付されます。
(特定入所者介護サービス)

認定を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です。

- (1) 本人及び同一世帯の方全てが住民税非課税者であること
- (2) 本人の配偶者(別世帯も含む)が住民税非課税者であること
- (3) 預貯金等合計額が、以下のとおりであること

第1段階	◎本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
第2段階	◎本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額＋遺族年金・障害年金収入額の合計が年額82,65万円以下の人 ◎預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下の人
第3段階①	◎本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額＋遺族年金・障害年金収入額の合計が年額82,65万円を超え120万円以下の人 ◎預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下の人
第3段階②	◎本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額＋遺族年金・障害年金収入額の合計が年額120万円を超える人 ◎預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下の人

◎申請時に配偶者(別世帯も含む)について、課税状況及び預貯金等の申告が必要です。

◎申請にあたっては、本人及び配偶者にかかる下記の書類の提出をお願いします。

預貯金等について

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債等)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀など購入先の口座残高によって 時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告

負債(借入金、住宅ローン等)について

預貯金等から差し引いて計算します(借用証書等で確認)。

また、価格評価は申請日の直近2カ月以内の写し等により行います。

◎申請受付後、銀行等に口座情報の照会を行います。

◎不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え、最大2倍の加算金の納付を求めることがあります。